

2025年
4月3日、4日開催

工作物石綿 事前調査者講習

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされ、建築物については令和5年1月の石綿障害予防規則の改正により、特定工作物についても『工作物石綿事前調査者』が行うことが義務付けられました。同調査者は、工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和8年1月1日とされていますが、施行日まで講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

この度、神奈川労務安全衛生協会において「工作物石綿事前調査者講習」を開講することといたしました。この機会に是非受講をご検討ください。

<対象工作物及び事前調査の資格>

厚労省ポータルサイト▶



区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号）	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）	工作物石綿事前調査者
特定工作物以外の工作物	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。） 上記（①～⑰）以外の工作物 （※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	下記のいずれか ・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

講習日時

2025年4月3日(木) 9:20~16:40、4月4日(金) 9:20~17:15

*受付開始日

2025年1月20日(月)

朝8時30分~(Web申込)

講習科目

- ① 工作物石綿事前調査に関する基礎知識1(1時間)
- ② 工作物石綿事前調査に関する基礎知識2(1時間)
- ③ 石綿使用に係る工作物図面調査(4時間)
- ④ 現場調査の実際と留意点(4時間)
- ⑤ 工作物石綿事前調査報告書の作成(1時間)
- ⑥ 修了考査：筆記試験(1時間30分予定)

講習会場

(公社) 神奈川労務安全衛生協会 横浜市中区相生町 3-63ヤオマサビル 3F

受講料

- Aコース 37,720円(税込) *テキスト6,160円(税込) 合計：43,880円(税込)
※石綿作業主任者技能講習修了証をお持ちの方が対象です。
講習科目①基礎知識1免除
- Bコース 39,720円(税込) *テキスト6,160円(税込) 合計：45,880円(税込)
※受講資格が必要です。詳しくはHPをご確認ください▶



主催

(公社) 神奈川労務安全衛生協会

TEL. 045-662-5965

神奈川労務安全 | 検索

<https://roaneikyo.or.jp>